

令和4年度 第11回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年2月3日(金) 9時30分から10時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (1件)

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

第4 議案第2号 農地転用許可後の事業計画変更申請について (1件)

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (2件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	武富 元
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第11回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 出席委員13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、6番委員、7番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主査を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 つづきまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。
- 事務局より件数を報告して下さい。

事務局

今月は生前贈与の1議案となっております。議案の朗読は、時間短縮のため省略させていただきます。

議案第1号は、議案書にもありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

次に、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、副会長にお願いいたします。

副会長

議案第1号は、生前贈与です。すべて麦が作付けされ良く管理されているため問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ありがとうございます。では、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

つづきまして、日程第4、議案第2号「農地転用許可後の事業計画変更申請について」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。

当初申請者が5条転用申請（令和3年11月5日総会・議案第8号）をし、県の許可（令和3年11月30日）が下りました。しかし、当初申請者の妻の祖父の所有地であったため、当初申請者の妻で農地転用を申請し許可後の申告関係を行う計画でしたが、当初申請者が転用許可後に行う申告関係の内容を十分に理解しないまま、5条転用申請を行われました。そのため、本件は当初申請者の妻名義に変更するための事業計画変更申請となります。

必要書類はすべて揃っており、顛末書も提出されておりますので問題ございません。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

副会長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第3号の議案書をご覧ください

江北町長より令和5年2月3日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。議案第3号の受付は2件でございます。再設定の2件で面積は、4,504平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を8番委員に、受付番号2番を6番委員をお願いいたします。

8番委員

受付番号1番ついて、麦の作付けをされて良く管理されており、すべて問題ないと思われま。

6番委員

受付番号2番ついて、麦の作付けをされ良く管理されてますので問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

10:00閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

.....

(議事録署名人)

6番委員

.....

7番委員

.....

(会 議 書 記)

事務局職員

.....